

BRIGHT

ハ芳園にて開催
オンライン参加も可能



新春ブライダル法務セミナー2022

1月13日(木)開催

BRIGHT

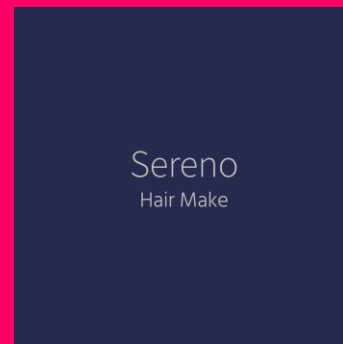
当日上映資料

※上映する資料のうち重要な一部のみまとめています。

開催にご協力いただいた企業様



株式会社 洩上ファインズ 様



株式会社 Sereno 様



株式会社 エクリュ 様



All Decoration株式会社 様



株式会社 アッシュ 様



株式会社 ラボネットワーク 様



セミナーを受講いただく上で

- ◆ 『WE ROOM』を利用して配信します。
- ◆ 収録映像は準備出来次第配信します。
- ◆ 内容はすべて本日時点の情報によります。
- ◆ 無断の転用・転載はご遠慮ください。



本日のセミナーテーマ

第1部 最新超重要ポイントの徹底解説

- 1) 再拡大！『コロナと結婚式』最新情報
- 2) 『BIAモデル約款』改定のその後
- 3) 『オンライン』は2020年以降の
婚礼業界をどう変えるのか？



本日のセミナーテーマ

第2部「チェックシート」徹底解説

2022年のブライダル業界で
注意が必要な法令を
一挙に解説いたします！

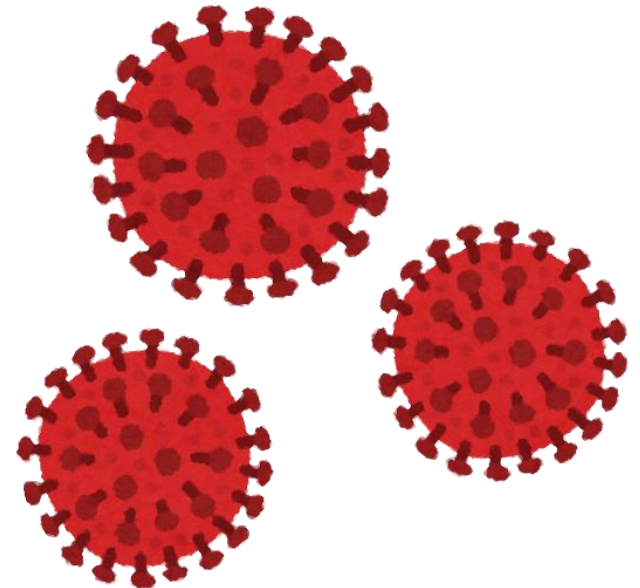


第1部

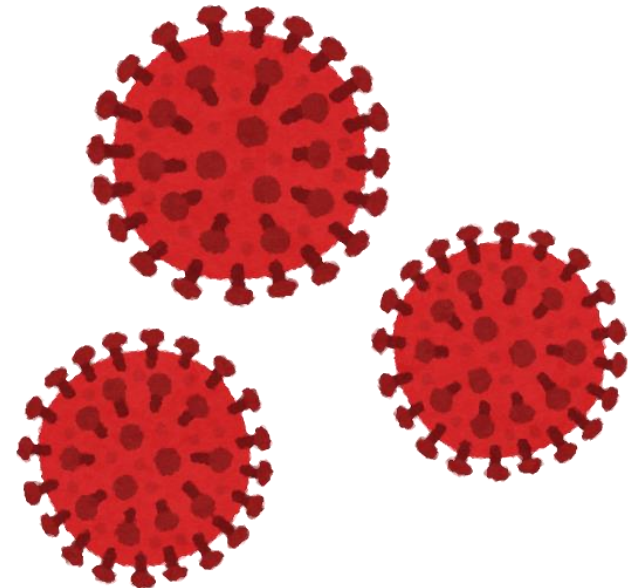
最新超重要ポイントの徹底解説



1) 再拡大！『コロナと結婚式』最新情報



① 自治体の発表を正しく理解しよう。



コロナ再拡大の現状

年明けから「第6波」感染拡大局面に入り・・・



1月9日 内閣総理大臣より
広島県、山口県、沖縄県に対して
『まん延防止重点措置』発出



対象となった都道府県知事により
『まん延防止措置』等

★対象外の一部自治体からも拡大予防に向けた
様々な発信がなされている。

「要請」等には4種類が存在する

事業者としては「正しい理解」に基づいて
対応を決定し、新郎新婦への説明が必要に。



各々の意味と根拠、そして効果の違いは
特措法上、大きく【4種類】に区分されます。

特措法上4つの区分①

◆緊急事態宣言に基づく「要請」と「命令」

特措法第45条第2項に基づく「要請」

↓ 従わないと...

特措法第45条第3項に基づく「命令」



- ・ 対象都道府県「全域」に対して出される。
- ・ 命令に従わないと「30万円以下の過料」。
- ・ 営業時短、酒類提供停止、休業を要請可能。

⇒ 特措法に基づく要請・罰則付きの命令であるため
法令遵守の観点からこれに従わない選択肢はない。

特措法上4つの区分②

◆まん延防止等重点措置に基づく「要請」と「命令」

特措法第31条の6第1項に基づく「要請」

↓ 従わないと...

特措法第31条の6第3項に基づく「命令」



- ・ 対象市町村や地域を指定して出される。
- ・ 命令に従わないと「20万円以下の過料」。
- ・ 営業時短、酒類提供停止を要請可能。

⇒ 緊急事態宣言の場合と変わらず、
法令遵守の観点からこれに従わない選択肢はない。

特措法上4つの区分②

◆1月9日現在の状況

【広島県】

- ・ 広島市、呉市等一部地域が指定。
- ・ 規模縮小・営業時短・酒類提供停止を要請。

【山口県】

- ・ 岩国市、和木町が指定。
- ・ 規模縮小・営業時短・酒類提供停止を要請。

【沖縄県】

- ・ 全域が指定。
 - ・ 規模縮小・営業時短を要請。
- ※感染防止対策認証店以外は酒類提供停止を要請。



⇒ 自治体によって内容が異なる点に注意が必要！

特措法上4つの区分③

◆宣言や重点措置はなくても出せる「協力要請」

特措法第24条第9項に基づく「協力要請」



- ・ 都道府県内の住民や事業者向けに出される。
- ・ 従わなくても命令はできない。罰則もない。
- ・ 「感染予防に必要な協力」を要請可能。

⇒ 宣言等の対象でなくとも「特措法に基づく」もののため
法令遵守の観点からこれに従わないのは困難か。

特措法上4つの区分④

◆特措法に基づかない「協力依頼」等

各自治体が独自に発出する
「協力依頼」「はたらきかけ」「強い奨励」等



- ・ 都道府県内の住民や事業者向けに出される。
- ・ 従わなくても罰則はない。
- ・ 特措法に基づくものではない。

⇒ 「従わなくてもよい」とはまでは言えないものの
事業者側で行政側が求める内容を踏まえて
対応方針を決定できる余地あり。

特措法上4つの区分④

◆1月9日現在の【東京都】の発信

- ① 『感染防止徹底点検済証』の交付を受け掲示している店舗
 - ・ 同一グループ同一テーブル「4名以下」。
 - ・ 「5名以上」の場合はワクチン接種証明等の活用

④協力依頼
④強く奨励
- ② 上記以外の店舗

婚礼においては「1卓での人数」。

 - ・ 同一グループ同一テーブル「4名以下」。
 - ・ 酒類の提供・持ち込みは「11時～12時」に制限。

④協力依頼
④協力依頼
- ③ 共通事項
 - ・ 「業種別ガイドライン」の遵守

③協力要請

⇒ 同じ発信の中でも「効力が異なる」点に注意が必要！

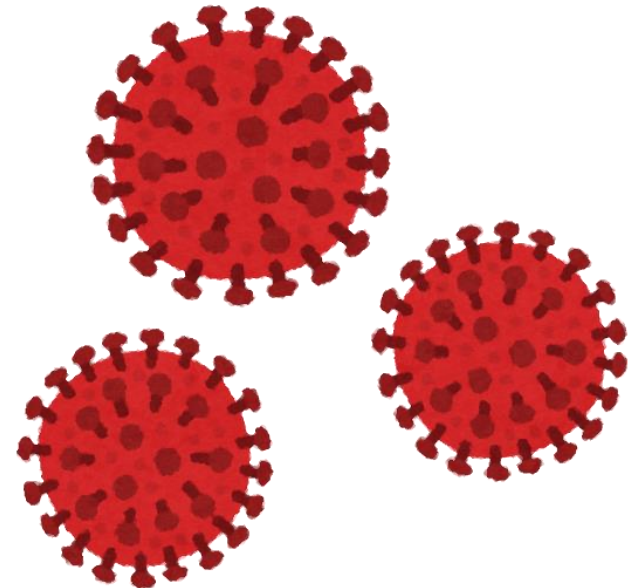
特措法上4つの区分～まとめ～

「自治体がどんな要請等をしているか」を正しく把握しよう！

	特措法	休業	命令	罰則	基本対応
区分①緊急事態型	○	○	○	30万	従う
区分②重点措置型	○	×	○	20万	従う
区分③24条9項型	○	×	×	なし	基本従う
区分④協力依頼型	×	×	×	なし	努力する

⇒ 方針決定と顧客説明は「正しい情報」を根拠に！

② 「コロナ解約」の最新情報



「コロナ理由」の解約と解約料問題

「コロナ理由」の解約時に解約料を請求できるか？問題

コロナ理由は
不可抗力だ！



解約料は
支払わない



全国で複数の裁判事例が発生し
『判決』が出始めています。

NHK報道を基に最新情報を解説します。

NHKで報道された事案

(2021年12月24日「NHK事件記者取材note」)

2021年9月/東京地方裁判所判決

コロナ禍前の2019年に「2020年3月28日挙式」を予定して契約を締結していた新郎新婦が、コロナ禍の拡大を受けて「**挙式日の3日前**」にキャンセル。

会場は支払い済みの金銭からキャンセル料を充当したが、新郎新婦は「コロナ禍は天災と同じ**不可抗力**。契約は消滅したので**全額返金**を」と支払い済み金銭の全額返金を求めて東京地裁に提訴した。



⇒ コロナ禍にあってよく聞かれた
「**不可抗力**」「**全額返金**」という言葉。
その背景には民法のこんな条項が！

民法536条1項(危険負担)

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

◆コンサート中止の場合◆

チケット購入



「払い戻し」対応



キーワードは『**不可抗力**』と『**履行不能**』

「コロナ不安」を理由とした解約は 『不可抗力による履行不能』なのか？

そこが論点



この点については
両論が主張されていた。

履行不能だ！説

2020年6月
日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会



履行可能だ！説

2020年3月
法務省リリース
2020年5月
BIA業界ガイドライン

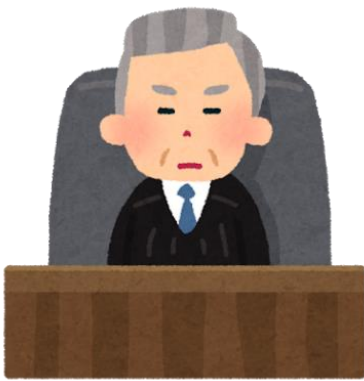
NHKで報道された事案

(2021年12月24日「NHK事件記者取材note」)

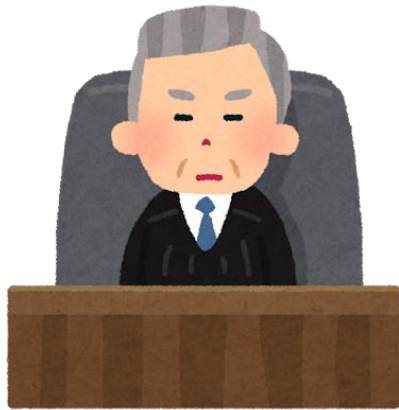
2021年9月/東京地方裁判所判決

裁判所は、

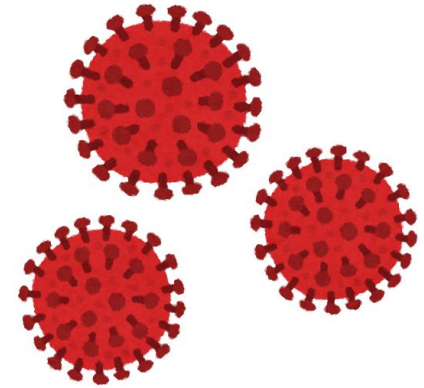
- ・ 新郎新婦が挙式をためらう気持ちは十分に理解できる。
 - ・ ただ緊急事態宣言は出ていなかった。
 - ・ 式場の天井が非常に高い等「3密」の場所ではなかった。
 - ・ したがって結婚式を行うのが不可能だったとまでは言えない。
- として、新郎新婦の訴えを退けた。(新郎新婦はその後、控訴。)



この裁判は、あくまで「この事案」について判断したものであることに注意が必要。その他の情報も踏まえると、次のような理屈で「履行可能だ！説」が主張できる。

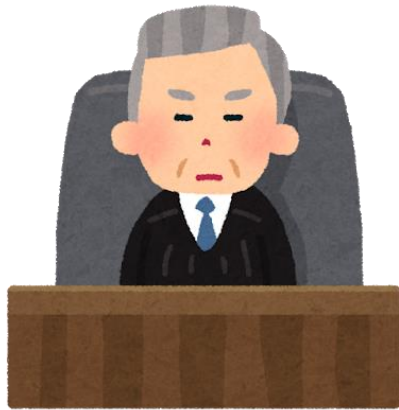


BRIGHTが考える 『裁判所も認めてくれる 3つの「できる」理由』

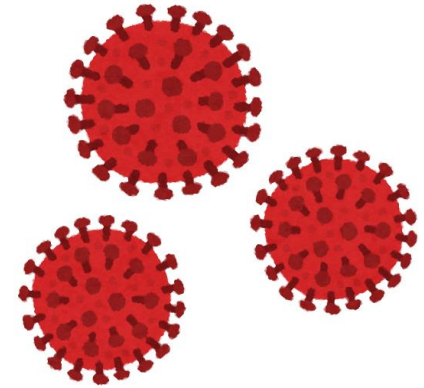


理由① 緊急事態宣言下であっても結婚式場に対して施設使用自粛の要請は出なかった事実

- 行政から特措法に基づいて「式場の使用停止」の要請があれば「履行不能」といえるかもしれないが、実際には、過去一例としてそのような要請は出されていない。
- 住民への外出自粛要請においても、「冠婚葬祭への出席」は例外として自粛対象外とされている例が散見された。

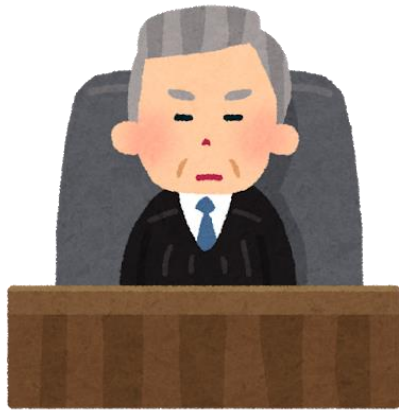


BRIGHTが考える 『裁判所も認めてくれる 3つの「できる」理由』

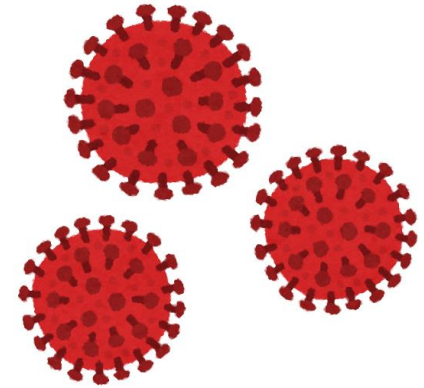


理由② 「業界ガイドライン」の存在と、それに 沿って事業者が努力を重ねてきた実績

- ・ 「業界ガイドライン」は業界団体が勝手に定めたものではなく経済産業省と協働して策定された公的なものである。
- ・ 婚礼業界の多数は「業界ガイドライン」を尊重して感染予防対策を進めており、大きなクラスタ等の発生は認められない。
- ・ 披露宴の参列者は全員身元がはっきりしており、万が一の場合であっても確実に連絡がとれる状態にある。



BRIGHTが考える 『裁判所も認めてくれる 3つの「できる」理由』



理由③ 全国で結婚式が開催されている事実

- なによりも全国で結婚式の件数は一定程度回復している。
- 実際に開催されているのに「履行不能」とはとても言えない。
- この点を証明する場合にはリクルート「ブライダル総研」等の客観的な調査データを全面的に活用するとよい。

⇒ コロナ禍における結婚式は「履行不能」とは言えず、
解約時における解約料の支払い義務は免責されない。

【要検討】

自治体から特措法に基づき「酒類提供の停止」が要請され、披露宴で酒類を提供できない場合でもこの結論は変わらないのか？



- ◆ 結婚式契約で事業者が提供するのは、あくまで「結婚式サービス」であり、酒類提供はその一部である。
- ◆ 披露宴での酒類提供は、自動車の運転者や未成年者、アルコールが苦手な人には提供していない。結婚式に「絶対的に不可欠な要素」とは言えないのではないか。
- ◆ 見積もりの面で酒類が提供できない点が反映されていれば、経済的に新郎新婦に不利な点はないはず。

⇒ やはり「結婚式自体が履行不能」とは言えないのでは。

この問題におけるBRIGHTの考え方

ここまでの説明は、あくまで「法的な理屈」によるもの。
「コロナ禍の新郎新婦の不安感」は十分に理解できます。

ただ、コロナ禍が始まったばかりの2020年初頭と比べると

- ・新郎新婦もコロナ禍を前提に契約している。
- ・事業者も「非常時の特則」等を準備している。
- ・ワクチンや治療法などリスクも変化している。

ことから、

- ① 事業者ごとに「非常時の特則」を定め、
 - ② 一貫して一律の対応をとること
- が、最も誠実な対応ではないかと考えます。



2) 『BIAモデル約款』改定のその後



① 改訂の経緯、目的、そして今後



BIAモデル約款の改定

2021年にBIA(公益社団法人日本ブライダル文化振興協会)が約13年ぶりに『**モデル約款**』を改定しました。

1997年 「共通約款」が策定
2001年 消費者契約法が施行
2007年 「モデル約款」を策定
解約料を巡る裁判
大型台風の直撃、大雨被害
新型コロナ感染拡大
2020年 改訂作業開始
2021年 改訂「モデル約款」を発表

**主要ポイントと
その後の業界の動きを
押さえておきましょう！**



BIAモデル約款改定の目的

① 曖昧な規定部分の解消

例) 解約の意思表示は「片方で可」か「双方」か。

② 時代の流れによる新规定の反映

例) 自然災害や感染症流行発生時のルールを新設。

③ 再販率データの最新化

例) 適正な解約料水準を設定するための全国的な調査を約13年ぶりに実施。



BIAモデル約款改定の目的

ホテル・式場には「BIAのモデル約款に自社の規約を
あわせなければならない義務」はありません。

ただし・・・



どうしてBIAの
モデル約款と
内容が違うのよ！

ブライダル業界唯一の「公益社団法人」が、経産省とも
協働して制定した『モデル約款』なので、参考にはして、
かつ「違うなら違う理由」を説明できるように準備が大事。

② 主な改定点を整理しよう



① 解約料

【従前の解約料規定】

$$\text{見積額} \times \text{●} \%$$

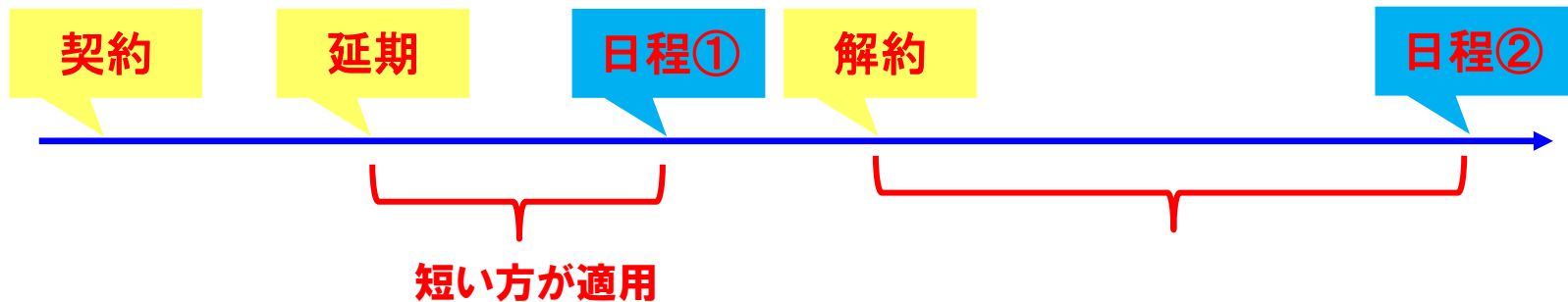
【改訂後の解約料規定】

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{衣裳} & \text{別表} \\ \hline \end{array} \times \text{●} \% \times \text{見積額}$$

- ① 衣裳についての「二重取り」批判への対応
- ② 納品時期が異なる商品や解約料について「別表」で取り決め
- ③ 実態に沿った「%」を算定するために再調査を実施

②日程変更料

「日程変更後に解約となった場合の解約料」という現場でありがちな事例についてのルールが設定された。



ただし仮に「日程変更料＝解約料と同額」と設定する場合には、なぜ【日程①を基準に算定される額】を2回も負担するのか？という悩ましい課題も生まれてくる。

BIAモデル約款を参考にしながら合理的なルールの制定が必要になる。

③非常時を想定した特則

STEP1 なにをもって「非常事態」かを明確化



STEP2 開催可否を決定するのは「会場」と明記



STEP3 中止した場合の取扱いを予め決定

POINT① 非常時になって「どうしよう？」ではなく
予めルールを決めておく。

POINT② 非常時は会場にも非はない前提で制定。

③ 規約の見直しにあたって



「会場」の規約改定の注意点

1. 「透明性」や「適法性」の確保を

世間から「透明なルール」「適法なルール」が求められている。
「昔からこうだから」「業界の常識はこうだから」からの脱却を。

2. 時代にあわせた新サービスについての規定を

フォトウェディングの実施率向上やオンライン参列の導入など
「今後」を見据えた内容に変更を。

3. 法的に正しい文言・表現の利用を

「予約」「取り消し」「取消料」は法的に誤解を招きかねず、
「持込料」「施行」などは業界用語。慎重に言葉のセレクトを。

⇒ 全国的に「見直し」の動きが加速している。

「プロデュース」の規約改定の注意点

1. サービス内容の確定と「会場」等との関係性

「婚礼プロデュースサービス」の範囲は明確に規定しておく。
会場との間の責任分担についても規約で明記を。



食中毒



会場事故

「プロデュース」の規約改定の注意点

1. サービス内容の確定と「会場」等との関係性

「婚礼プロデュースサービス」の範囲は明確に規定しておく。
会場との間の責任分担についても規約で明記を。

2. 解約料水準の合理性

「婚礼プロデュースサービス」こそ「やったところまで理論」を！
「時系列」型では合理的な根拠の提示は困難。

3. 時代にあわせた新サービスについての規定を

フォトウェディングの実施率向上やオンライン参列の導入など
「今後」を見据えた内容に変更を。

⇒ 「会場」に比べると動きは？ただトラブルは増加傾向。

「衣裳」「フォト」の規約改定の注意点

1. フォト／サービス内容の適法性に要注意

フォトにおいて「顧客の送迎」がサービスに含まれている例が散見されるが、**道路運送法違反**の疑義。**美容師法**にも要注意。

2. 衣裳／契約の対象の明確化

「1着ごと」なのか「その日の着用」なのか。契約着数が増減した際の取扱いを巡るトラブルが多いので予め明確化を。

3. 権利関係についての規定を

フォトウェディングで撮影された写真の取扱いや、自社ドレスを撮影した写真の使用方法など、規約のフル活用を推奨！

⇒ **コロナ禍でも堅調な分野。規約見直しをぜひ！**

3) 『オンライン』は2020年代以降の 婚礼業界をどう変えるのか？



オンラインがもたらすメリット

① オンライン参列

コロナ禍より前から「参列してほしいけど呼べない人」はいた。そうした方々にオンラインで参列いただくことが一般化すると、婚礼業界は「バンケットのキャパ」という呪縛から解放放たれる。

② オンライン契約

フォトウェディングの顧客と対面では契約行為をしないのは一般的。安心・安全な契約をするためにオンライン契約の整備が不可欠に。

⇒ 2022年は、これらを「促進」するため
各々の課題の解消へ取り組む年に！



①オンライン配信の課題「音楽著作権」

JASRAC等 日本レコード協会

楽曲を一時的に
利用する権利

演奏権

楽曲を媒体に
固定する権利

複製権

複製権

ISUM

公衆送信権

送信可能化権

送信可能化権

作詞・作曲家

レコード会社

会社

①オンライン配信の課題「音楽著作権」

課題① 申請代行機関がない。

オンライン配信のための申請窓口はあるが、個別に管理団体を調査して申請せねばならず**現場の負担が大きい**。

課題② 許諾を得られる楽曲が少ない。

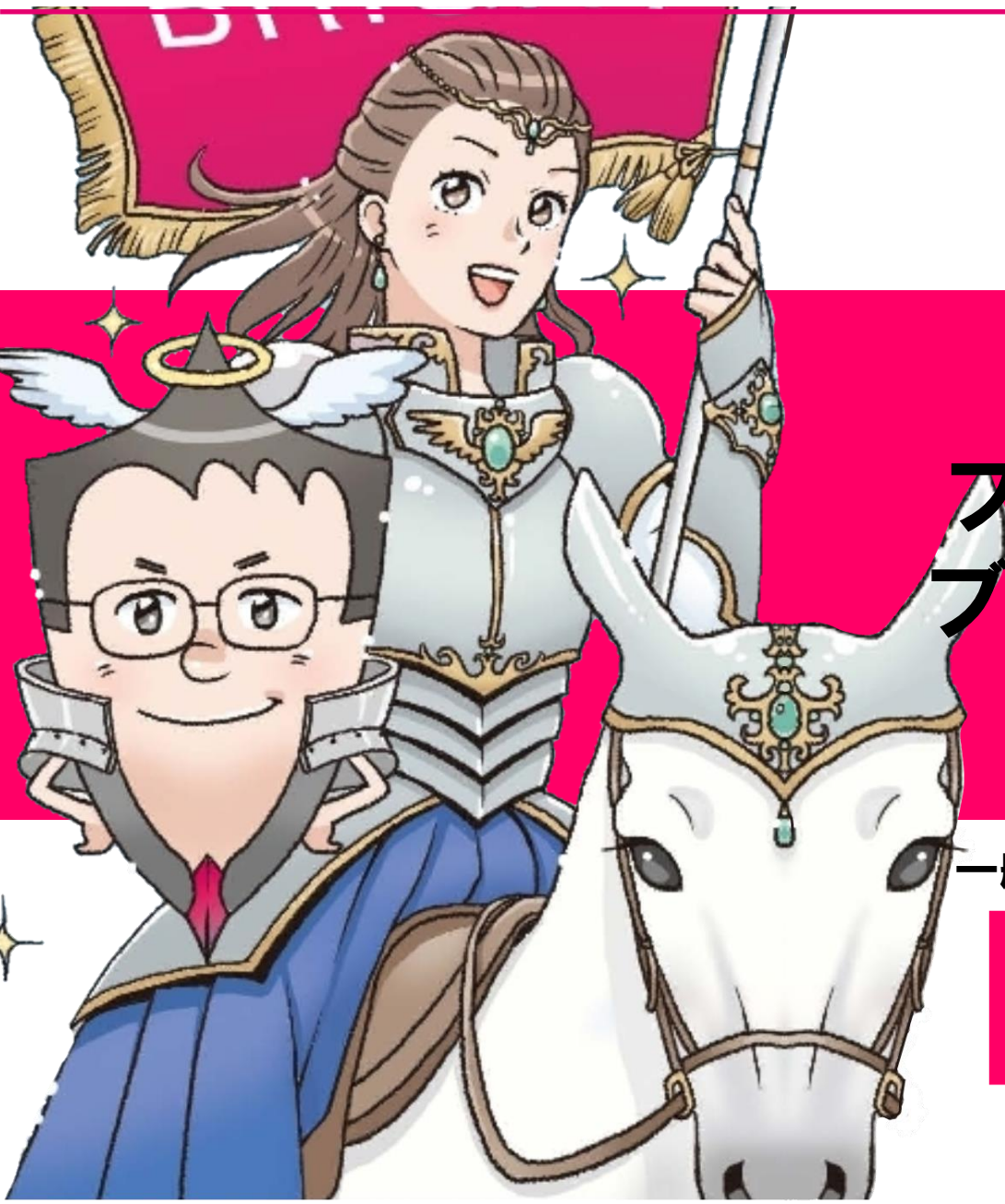
「複製」に比べると日本レコード協会を通じて**許諾を得られる楽曲が少ない**。「複製はできるが配信はできない楽曲」が存在。

課題③ 使用料に手ごろ感がない。

JASRACとNexToneは「1曲400円」、
日本レコード協会は「1施行15,000円 or
1曲3,000円」と使用料を設定。

⇒ **今、こうした課題を払しょくするべく・・・。**





ブライダル業界の
ブライダル業界による
ブライダル業界の為の
新申請代行機関

一般社団法人ブライダル音楽申請システム

ビーマス
Bmas

11.22誕生

第2部

「チェックシート」徹底解説

2022年版の
「ブライダル法務チェックリスト」を
手元に置いてお聞きください。



ブライダル法務チェックリスト2022

- ① 法律の種類別に区分け
- ② セルフチェック欄の有効活用を
- ③ 緊急度をBRIGHTで設定
◎今すぐ ○早めに △なし
- ④ 重要度をBRIGHTで設定
◎超重要 ○重要 △大切

【ブライダル法務チェックリスト2022】

新型コロナ関連

新型インフルエンザ等対策特別措置法

感染症法

補助金適正化法



なぜ特措法の理解が大切なのか？

理由① 新郎新婦へ「誤った説明」をすることを防ぐ。

例)

要請



知事



正しい理解に基づき

こういう条件であれば
酒類提供可能です。

⇒ 新郎新婦に正しい選択肢が
生まれる。



誤った理解に基づき

酒類提供はできません。

⇒ 後々の大クレームに・・・。

⇒ 私たちは本来「**契約通りのサービスを提供する義務**」を
負っていることを忘れないようにしましょう。

なぜ特措法の理解が大切なのか？

理由② 新郎新婦が抱えるご不安の軽減。

結婚式の自粛が
要請されてるだろ？



外出自粛要請が
出てるでしょ！



不確かな報道も多い・・・



自治体からの要請は、正しくはこうですよ。

誤った情報を正しく伝えるだけで
ご不安を解消できる場面があります。

【ブライダル法務チェックリスト2022】

ブライダル事業一般

民法

商法

消費者契約法

下請法

独占禁止法

暴力団対策法

障害者差別解消法

商標法

個人情報保護法



成年年齢と婚姻適齢年齢の変更

本年4月1日から改正民法が施行

① 成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げ

【法務省】

- 1) 選挙権にあわせるのが適当
- 2) 世界的に「18歳」が主流

世界の主な成年年齢

- 15歳・・・インドネシア、ミャンマー、イエメン、イラン(男性のみ)
- 16歳・・・オーストリア、イギリス(スコットランドのみ)、ベトナム
- 17歳・・・北朝鮮、タジキスタン、東ティモール
- 21歳・・・マレーシア、ナミビア、クウェート、シンガポール

ただし、飲酒、喫煙、公営ギャンブルは「20歳」維持。



成年年齢と婚姻適齢年齢の変更

本年4月1日から改正民法が施行

- ① 成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げ
- ② 婚姻適齢年齢が男女とも「18歳」に統一

【現状】

男性 18歳
女性 16歳



【改正後】

男性 18歳
女性 18歳

この改正によるブライダル業界への影響は・・・！？



成年年齢と婚姻適齢年齢の変更

本年4月1日から改正民法が施行

- ① 成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げ
- ② 婚姻適齢年齢が男女とも「18歳」に統一

【現状】

「未成年者」との結婚式契約があり得て、
親の同意を得ていないと取り消されるリスクがあった。

【改正後】

「未成年者」との結婚式契約はほぼなくなった。

ブライダル業界に身を置く者として正しく知っておこう！



【ブライダル法務チェックリスト2022】

ブライダル事業一般

民法

商法

消費者契約法

下請法

独占禁止法

暴力団対策法

障害者差別解消法

商標法

個人情報保護法



消費者契約法の主な注意点

消費者契約法の考え方



事業者



消費者

事業者への規制を重くし、消費者の権利を拡充する方向で段階的に「強化」されつつある。

消費者契約法の主な注意点

消費者契約法上の2つの注意点

- ① 不利益事実の不告知(第4条)
- ② キャンセル料水準(第9条)

このいずれもが**コロナ禍を機に
より重要性が増してきています！**



① 不利益事実の不告知(第4条)



第4条第2項 不利益事実の不告知



事業者

説明

消費者契約法



消費者

第4条第2項＜要約＞

消費者は、事業者から契約締結に向けた営業を受ける際に、

- ① 利益になることを告げられながら
- ② 不利益になることを告げられなかった

場合で、その不利益がないと誤認し、それによって契約をした場合には、
契約締結後であっても取り消すことができる。

コロナ禍で注意すべき事例

解約しなかったのに
「延期なら負担ゼロ」と
言われて延期したけど
「延期後の解約で
解約料発生」とは
聞いていません



「延期なら負担ゼロ」と
言われて延期したけど
「従前の割引サービスが
適用されない」とは
聞いていません

**特別対応をする時こそ「丁寧なルール説明」とともに
「説明したことの記録」を残すようにしましょう。**

② キャンセル料水準(第9条)



★「キャンセル料」問題



事業者

契約成立



解約



消費者

民法第420条第1項

当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。

⇒ これが原則ではあるのだけど・・・。

消費者契約法第9条第1号

予めキャンセル料について
新郎新婦と合意していても...

もし「平均的な損害」を
超えた金額になっていたら...

平均的な損害

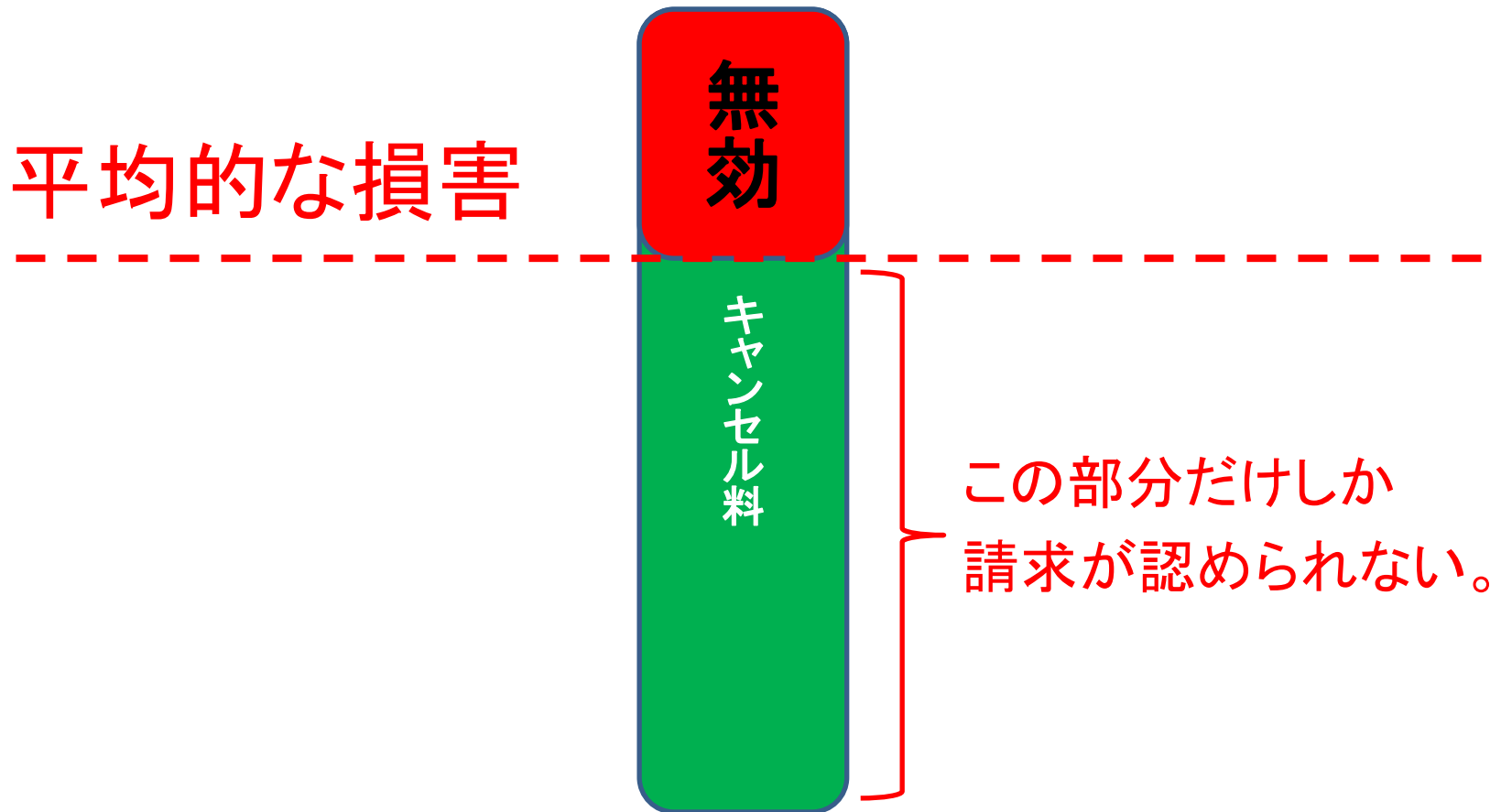
無効

超えた部分が無効と
なってしまいます！！

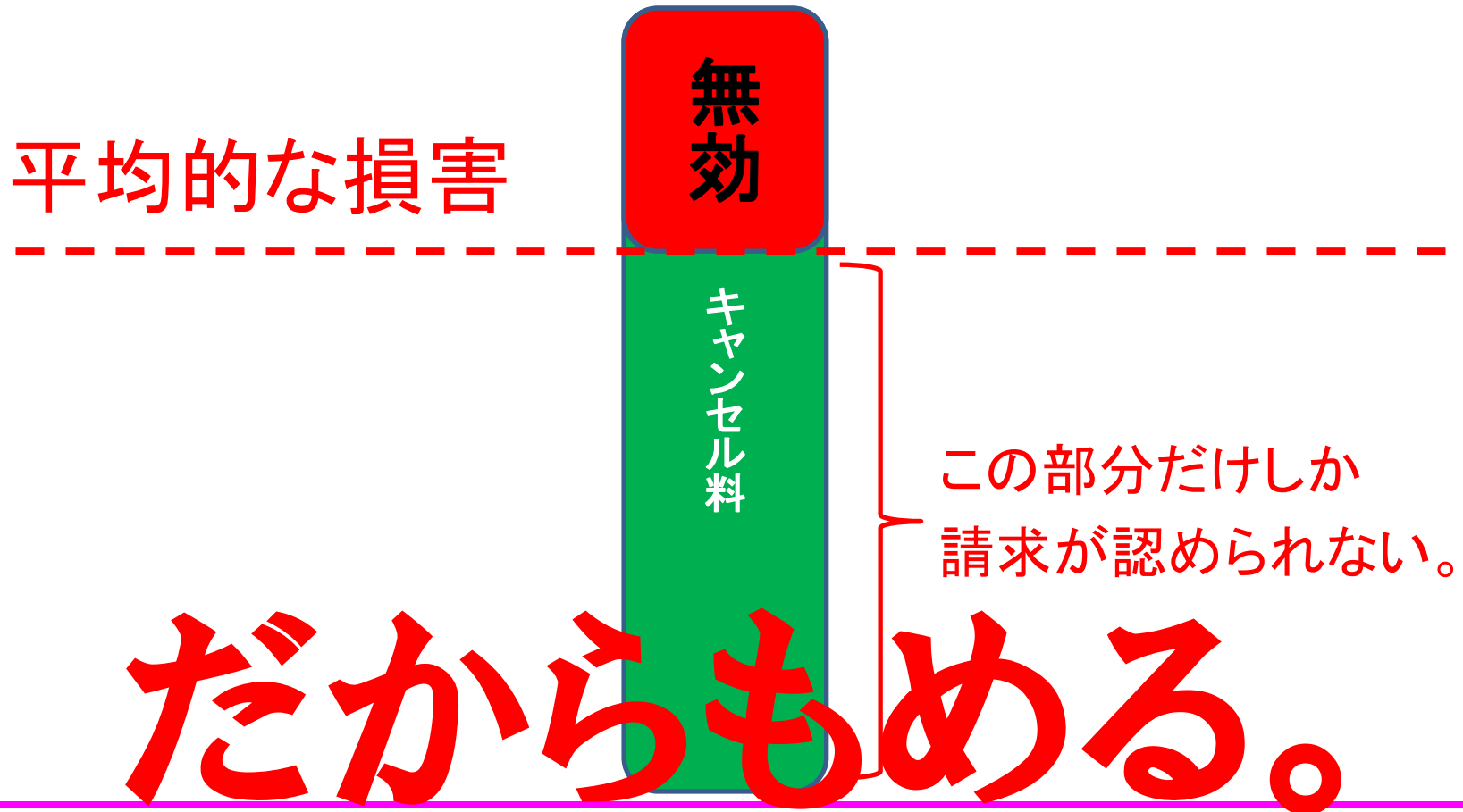
キャンセル料

この部分だけしか
請求が認められない。

では「平均的な損害」ってどう算定するの
ですか？と消費者契約法を見ると・・・



なにも書いてない。



BIA「モデル約款」で示された算定方法

2021年調査

逸失利益
(機会損失)

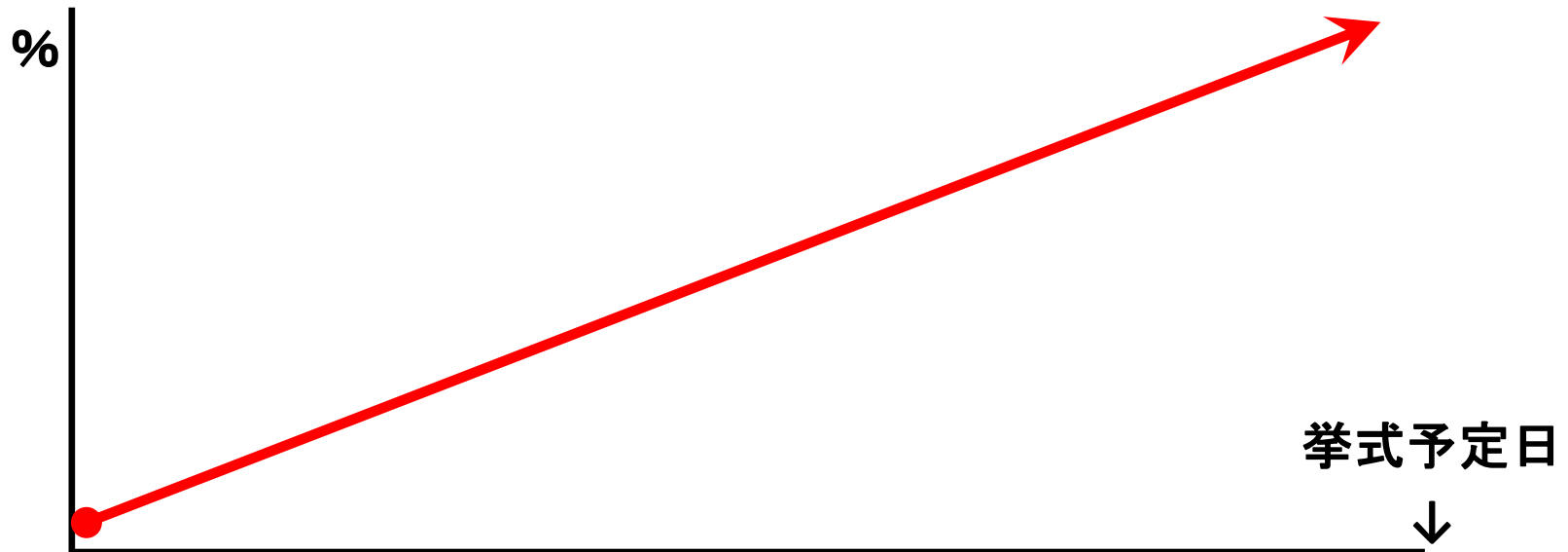
=

粗利益

×

非再販率

非再販率＝キャンセルされてから再販できない率



消費者契約法を巡る最新情報

消費者契約法の「厳格化」へ向けた議論が進む



- ◆ 「困惑類型の脱法防止規定」の追加
- ◆ キャンセル条項が「不当でないこと」の説明を事業者に義務化
- ◆ 「平均的な損害」の立証義務を事業者の一部転嫁する方針の検討

(消費者庁消費者制度課 令和3年12月15日発表資料より抜粋)

2022年も消費者契約法の改正議論には注意が必要。

【ブライダル法務チェックリスト2022】

ブライダル事業一般

民法

商法

消費者契約法

下請法

独占禁止法

暴力団対策法

障害者差別解消法

商標法

個人情報保護法



業界が抱える地雷「下請法」



新郎新婦がコロナ不安で解約になったので、依頼してた案件は無しで。

ええ？もう打ち合わせもしてるし
その日今更埋まらないんですけど！



ちょっと待って！
下請けいじめでは？

【下請法】

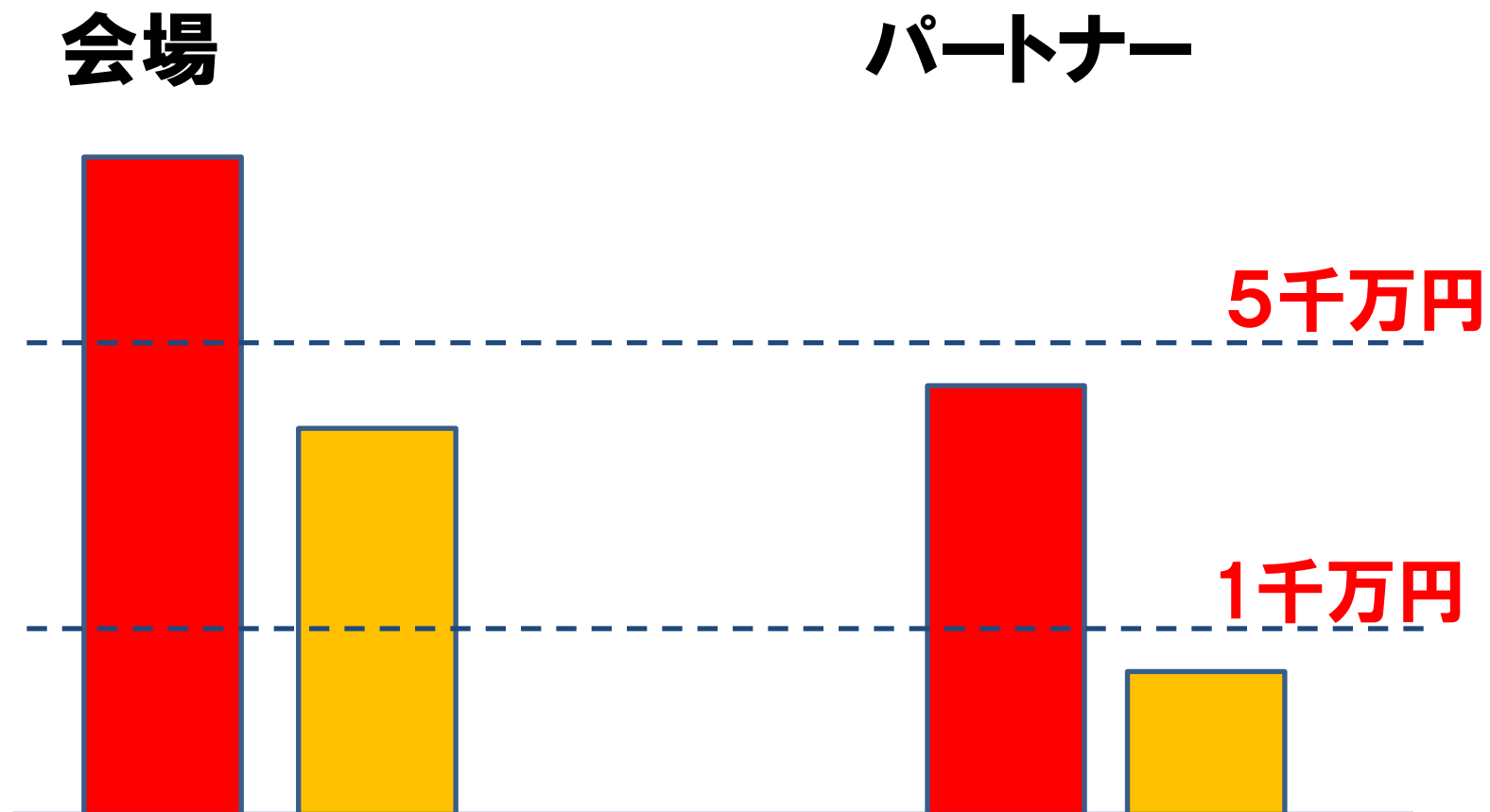
11個の禁止事項が規定されています！

禁止事項

- ① 受領拒否の禁止
- ② 下請代金の支払い遅延の禁止
- ③ 下請代金の減額の禁止
- ④ 返品 of 禁止
- ⑤ 買ったたきの禁止
- ⑥ 購入・利用強制の禁止
- ⑦ 報復措置の禁止
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨ 割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

【下請法】が適用されるには？

① 当事者が資本金規制に該当するか



【下請法】が適用されるには？

② 規制取引を行っているか？

物品の製造

修理委託

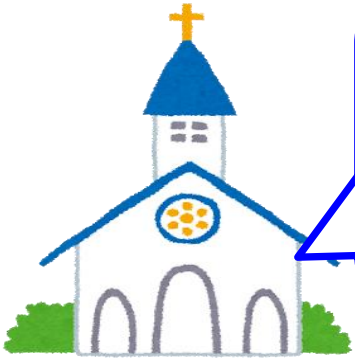


情報成果物作成

役務提供委託

ほぼ全てのパートナーさんの業務が該当する。

◆会場の言い分



いやいや、うちも新郎新婦にはキャンセル料を
請求していませんよ。コロナですから。
パートナーさんも一緒に泣くのが当たり前でしょ？

気持ちはわかる面もありますが、
公正取引委員会に見解を
聞いてみたら・・・



公正取引委員会のWEBを見ると



役務提供委託においては、（中略）発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことにより下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、**不当な給付内容の変更（下請法第4条第2項第4号）**として、下請法上、問題となります。

出典／新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A



**ブライダル業界はすでにブラックリスト入り。
コロナ禍「だからこそ」下請法には要注意！**

【ブライダル法務チェックリスト2022】

ブライダル事業一般

民法

商法

消費者契約法

下請法

独占禁止法

暴力団対策法

障害者差別解消法

商標法

個人情報保護法



個人情報保護法の改正

本年4月1日から改正法が施行

国民の意識の高まり
技術革新を踏まえた
保護と利活用のバランス
etc



2020年6月に改正法交付
2022年4月1日施行



改正内容は多岐にわたるため、
ブライダル事業に特に関係する分野のみ
概要をご紹介します。
詳細は各事業者にてご確認ください。

個人情報保護法の改正

① 6カ月以内消去データも開示等の請求対象に。

【従前】

6カ月以内に消去する
個人データは、開示や
利用停止等の請求の
対象外であった。



【改正後】

6カ月以内に消去する
個人データでも、開示や
利用停止等の請求の
対象となる。

- ⇒ 仮に「参列者の情報」を取得から6カ月以内に消去する
取扱いにしている、開示等の請求対象となる。
- ⇒ 同時に、利用停止や消去の請求ができる理由も拡充された。
- ⇒ 参列者からの「式後の情報消去」請求が発生する可能性。

個人情報保護法の改正

② 漏洩発生時の報告が義務化

【従前】

漏洩発生時の個人情報保護委員会及び本人への報告については努力義務だった。



【改正後】

漏洩により個人の権利利益を害するおそれの大きい場合には、同委員会及び本人に報告する義務が課せられた。

★「個人の権利利益を害するおそれの大きい場合」の例

- ・ 要配慮個人情報(病歴、宗教等)が含まれる情報の漏洩
- ・ 不正アクセスによる漏洩
- ・ 1千件を超える漏洩

⇒ 漏洩事実の報告が義務化され、違反すると罰せられることに。

【ブライダル法務チェックリスト2022】

料飲関係

食品衛生法

食品表示法

トレーサビリティ法

酒税法

風俗営業法



オンラインサービス時に注意

オンライン参列者に対して酒類を提供するには【酒類販売免許】が必要。



栓を開けて提供する範囲なら【飲食店営業許可】で可能。区別に注意。



⇒ 新しいサービス導入時には必ず【規制法】に注意を！

【ブライダル法務チェックリスト2022】

婚礼または宿泊サービス

旅館業法

旅行業法

道路運送法



正直なところ、違反事例多数です。

有償送迎

(サービスの一部含む)



「白タク」行為

道路運送法違反



無償送迎



合法

(温泉バス理論)

- ⇒ ポイントは『**対価を得るサービス**』の内容に「送迎」が含まれているか否か。
- ⇒ 「送迎無料」など、『**対価を得るサービス**』ではないことを明確に表示しておかないとリスクあり。違反事例多数！

【ブライダル法務チェックリスト2022】

写真・映像・映像制作

憲法(肖像権、プライバシー権)

著作権法



著作権に関する意外な注意点

著作権というと「音楽」や「写真」で注目されますが・・・



2021年11月9日毎日新聞

『鬼滅の刃』模倣ケーキを無断で販売した
パティシエが著作権法違反で書類送検

「他人のブランドへのただ乗り」は著作権の他、
商標権の侵害、不正競争防止法違反のリスク。
アニメキャラ等を利用する際には、

- ・ 会場から提供するサービスではないこと。
- ・ ケーキ等と一体性がないこと。

の要件が満たされる範囲でお客様にご提案を。

【ブライダル法務チェックリスト2022】

ヘアメイク

美容師法



屋外撮影時に特に注意

結髪や化粧の施術



美容師法第6条
「美容師」限定



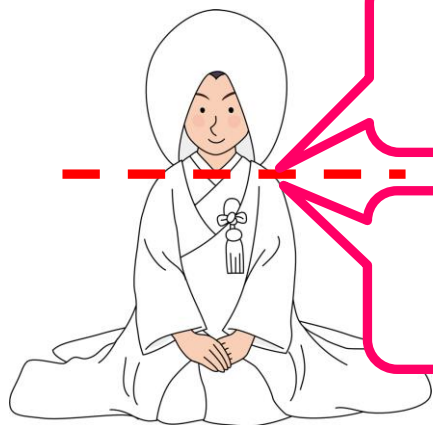
施術できる場所



美容師法第7条
「美容所」限定



例外
「婚礼」の直前は可
「撮影」「リハ」は対象外



「首から上」が
美容師法の適用範囲
「着付け」は対象外

無償サービスでも
「首から上」を触るなら
美容師免許が必要

【ブライダル法務チェックリスト2022】

施設関連

借地借家法

建築基準法

都市計画法

消防法

受動喫煙防止法および条例

改正省エネ法



【ブライダル法務チェックリスト2022】

広告関連

景品表示法

特定電子メール送信適正化法

特定商取引法

電子商取引法

電子消費者契約法



【ブライダル法務チェックリスト2022】

経営管理

会社法

金融商品取引法

取引所規則全般

電子帳簿保存法

電子署名法

労働基準法・労働契約法

最低賃金法

男女雇用機会均等法

労働者派遣法

入国管理法



「ウェディングプランナー法律読本」 BRIGHT最新刊発売中

新郎新婦に聞かれた時に
すぐに確認し回答できる
「1人1冊」お持ち頂きたい
集大成が誕生しました。

絶賛販売中
特価1,500円



今後より良い講座を皆さまへお届けしていくため
アンケートにご協力をお願いします。



BRIGHT



日本初ブライダル事業専門の総合法務サービス

BRIGHT



ブライダル業界の守護神たれ。